

# スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

これまで

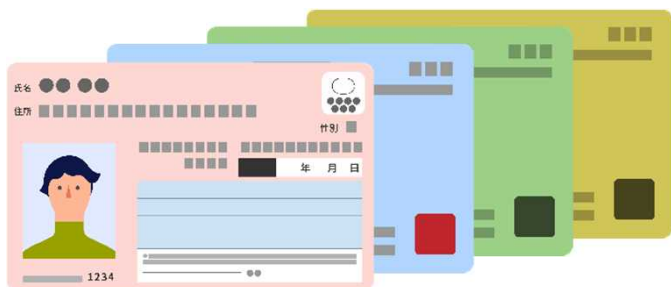
① マイナンバーカードを持ち運び



② マイナンバーカードの読み取り & 暗証番号の入力



③ 物理的なカードでID提示



これから

スマートフォンひとつでOK



カードをかざす必要なし & 生体認証でOK

スマートフォンの顔認証や指紋認証



スマートフォンでID表示・提供



# マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載について

- 希望するマイナンバーカード保有者に対し、マイナンバーカードのうち①電子証明書機能（電子署名及び電子認証の機能）を、お持ちのスマートフォンに搭載するサービスを、令和5年5月11日より開始。（まずはアンドロイド端末から開始）
- もう一つのマイナンバーカード機能である②属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）のスマートフォン搭載についても、現在必要な改正法案を参議院で審議中。
- スマートフォン搭載により、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、マイナンバーカードでできることが順次、できるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能。（※機種による）



マイナンバーカードでできること（これらが順次、スマートフォンだけできるように ※予定含む）

## ■マイナポータルの利用



子育て支援



引越し



TAX  
確定申告



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

様々な行政手続のオンライン申請

ご自身の様々な情報の閲覧

個々人へのサービス等のお知らせ

## ■各種民間サービスの申込・利用



銀行・証券  
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス  
決済申込

## ■コンビニ交付サービスの利用



コンビニ交付

## ■健康保険証としての利用



健康保険証

■図書館カード等、様々なカードとしての利用

■災害における利用

■救急における利用

など

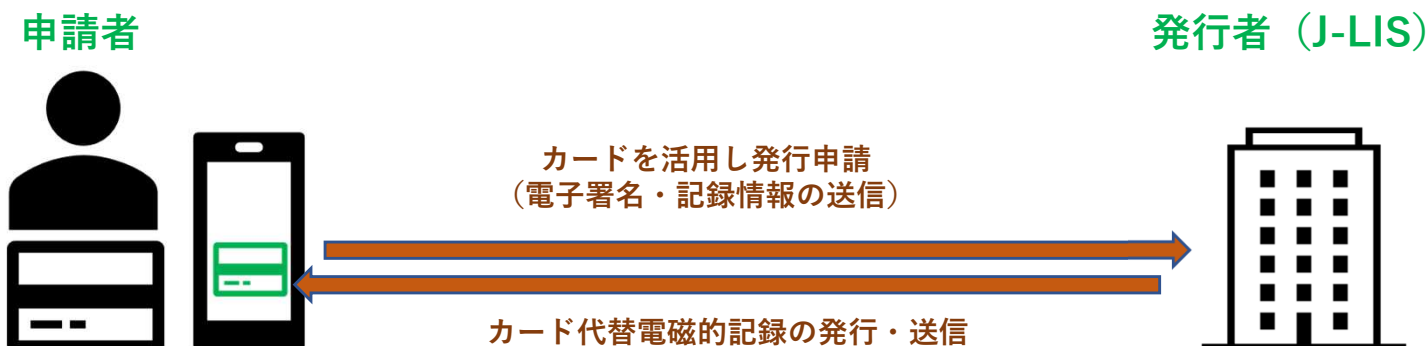
# マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

(デジタル社会形成基本法等の一部改正法案によるマイナンバー法の改正)

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

## ■ 申請・搭載時

はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマートフォンにマイナンバーカード機能をダウンロード



## ■ 利用

マイナンバーカード機能を使うときはカードをかざすことなくスマートフォンだけで官民の手続きが完了  
(マイナンバー法上の本人確認等が可能)



※1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法案：

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

※2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律